

習志野市文教住宅都市憲章（前文）

抜粋 昭和 45 年3月 30 日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしろ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- Ⅰ わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくれます。
- Ⅱ わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくれます。
- Ⅲ わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくれます。

核兵器廃絶平和都市宣言

昭和 57 年8月5日宣言

わたくしたち習志野市民は、文教住宅都市憲章を定め、生存と安全をまちづくりの基本とした。

わたくしたち習志野市民は、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え続けるとともに、再び地球上に広島、長崎の、あの惨禍が繰り返されることのないよう、恒久平和を強く願うものである。

わたくしたち習志野市民は、非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々と共に、恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市をここに宣言する。

習志野市基本構想

抜粋 平成 25 年 9 月 30 日議決

習志野市基本構想は、文教住宅都市憲章に基づき策定された長期にわたる自治体経営の根幹となる計画であり、まちづくりの基本的な考え方や方向性を表したものです。

この基本構想では、豊かで安全・安心な生活環境を継承し、新たに住んでみたいまち、将来にわたり住み続けたいまちにするために、将来都市像を、

「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」

としました。

これは、昨今、周囲への関心が希薄になり、社会性の喪失が懸念される中、市民一人ひとりが人を思いやる心、社会を思いやる心を持ち、個人の持っているやさしさを広げ、つながることを基本とするまちづくりを表したものです。

そして、将来都市像を実現するため、次の3つの目標を掲げました。

<3つの目標>

1 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

はつらつとした若さを失わないまちであるためには、市民一人ひとりが健康であることに加え、まちが健康であることも不可欠です。

そこで、「保健・医療・福祉の充実」「地域経済・産業の振興」を図り「健康なまち」を目指します。

2 安全・安心「快適なまち」

暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちであるためには、安全・安心で都市基盤が整備され、生活環境・自然環境が保全されたまちであることが必要です。

そこで、「危機管理・安全対策の推進」「都市基盤の整備」「環境づくりの推進」を図り、「快適なまち」を目指します。

3 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちであるためには、子育て・教育・生涯学習環境が充実し、更に互いに尊重し合い協調できる心を育むことが必要です。

そこで、「子どもが健やかに育つ環境の整備」「未来をひらく教育の推進」「生涯にわたる学びの推進」「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」を図り「心豊かなまち」を目指します。

<3つの重点プロジェクト ～自立的都市経営の推進～>

基本構想の将来都市像を実現するための自立的都市経営の推進において、本市の行財政運営上、特に影響の大きい課題については、重点プロジェクトとして取り組みます。

1 公共施設の再生 2 財政健全化 3 協働型社会の構築

習志野市教育大綱

令和 2 年 2 月策定

1 子どもが健やかに育つ環境を整備します

就学前における教育を充実させることは、子どもの健やかな成長を促し、生きる力、人づくりの基盤を築きます。

質の高い教育を実現するためには、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備が必要です。

また、核家族化が進む現在にあつては、子育ての不安や悩みを共有する場づくりが重要です。

誰もが安心して子育てができるよう、教育環境を整備するとともに、それを最大限に活用できるよう取り組みます。

2 未来をひらく教育を推進します

教育は、子どもの可能性を広げ、未来をひらきます。

教員の教育力の向上に取り組み、すべての子どもたちに確かな学力を育む「わかる授業」を展開します。

ICT 環境を整備し、高度な情報活用能力を育むなどの「高水準な教育の実現」に取り組みます。

「音楽のまち習志野」ならではの人づくりに取り組み、音楽活動をととして子どもの豊かな情操を育みます。

健やかな体を育むために、生涯スポーツを見据えた学校体育の充実を図ります。

さらに、コンパクトな習志野市の特性を活かし、学校と地域が連携した「地域の風がいきかう学校づくり」に取り組みます。

これらを通じて、習志野市への愛着を育み、「習うなら、習志野」と、市民から信頼される教育を推進していきます。

3 生涯にわたる学びを推進します

芸術・文化活動に親しむことは、子どもから大人まで、市民一人ひとりの豊かな心を培い、教養を高めます。

また、文化財や歴史資料に触れることは、ふるさと意識を育みます。

さらに、様々な分野、世代でスポーツ活動に触れることは、生涯にわたる健康と体力を育みます。

「一市民、一文化、一スポーツ、一ボランティア」をめざし、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする「生涯学習推進のまち習志野」の実現に取り組みます。

4 互いを認め合い尊重し合う教育を推進します

年齢、性別、国籍、障がいの有無など、多様な存在である一人ひとりが、互いの人格を尊重し、支え合いながら平和に生きることは重要です。

互いを認め合い、協調する力を育むことで、いじめ・不登校の未然防止・解消を図ります。

また、正しい人権感覚の醸成や、平和に寄与する態度を養うなどの教育に取り組みます。

目 次

I 市 政 概 要

1 本市の面積及び人口	1
2 市二役・正副議長	1
3 市議会文教福祉常任委員会委員	1

II 教 育 行 財 政

1 教育の沿革	2
2 歴代教育委員と教育長	14
3 教育長及び教育委員会委員	16
4 教育委員会会議	
(1) 令和5年度に開催した会議の回数	17
(2) 令和5年度中に議決又は承認された案件	17
5 事務局及び教育機関の組織機構と主な事務分掌	18
6 教育費予算	
(1) 予算概要	21
(2) 令和6年度教育費予算の内訳(一般会計)	22
7 令和6年度主要施策別重点事業及び予算・担当課	23

III 学 校 教 育

1 令和6年度習志野市立小学校、中学校、こども園、幼稚園 研究主題一覧	39
2 市立学校(園)の状況(令和6年5月1日現在)	
(1) 園児・児童・生徒、教職員数の対前年度比較	41
(2) 学年別児童・生徒・園児数	42
(3) 市立園・学校別教職員数一覧	44
3 園児・児童・生徒数の推移	47
4 就学前保育の状況	
(1) 小学校入学児童の就学前保育の状況	48
(2) 学校別の状況	48
(3) 令和5年度子育てふれあい広場の状況	49
5 学校保健	
(1) 令和6年度幼児・児童・生徒及び教職員の健康を守るための各種事業	50
(2) 令和6年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師担当校一覧	51
6 学校給食	
(1) 給食実施状況	53
(2) 給食実施校	53
(3) 給食費	53
7 学校教育部各機関の基本方針と施策	
(1) 鹿野山少年自然の家	54
(2) 学校給食センター	55
(3) 総合教育センター	56
(4) 青少年センター	58

IV 社会教育

1 令和5年度社会教育課事業実績

(1) 社会教育委員会議	61
(2) 生涯学習の推進	62
(3) 成人教育	62
(4) 文化振興	63
(5) 文化財保護	64
(6) 青少年問題協議会	71
(7) 青少年健全育成事業	71
(8) 放課後子供教室運営状況	71

2 令和5年度生涯スポーツ課事業実績

(1) スポーツ推進審議会	72
(2) スポーツ推進委員会議	72
(3) スポーツ推進委員連絡協議会	72
(4) 習志野市市民スポーツ指導員連絡協議会	73
(5) 第57回市民総合体育大会の開催	74
(6) スポーツ教室等の開催	75
(7) 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	75
(8) 少年野球大会	75
(9) スポーツ施設利用実績	76

3 生涯学習部各機関の基本方針と施策

(1) 公民館・市民ホール	
① 公民館の基本方針と施策	77
② 公民館事業実績	78
③ 市民ホール利用状況	85
(2) 図書館	
① 図書館の基本方針と施策	86
② 図書館事業実績	88
(3) 青少年施設	
① 富士吉田青年の家	94

V 教育関係施設

1 市立学校	96
2 市立幼稚園・こども園	98
3 習志野市教育機関等	100
4 市内の国公立・私立教育機関・施設等	
(1) 公立・私立学校	106
(2) 専修学校・各種学校	106
(3) 私立幼稚園・こども園	107

VI 附 属 機 関 等

I 附属機関等

(1) 通学区域審議会委員	108
(2) いじめ問題対策委員会委員	108
(3) 社会教育委員	109
(4) 文化財審議会委員	109
(5) 市史編さん委員会委員	110
(6) 公民館運営審議会委員	110
(7) スポーツ推進審議会委員	111
(8) 青少年問題協議会委員・いじめ問題対策連絡協議会委員	112
(9) 青少年相談員	113
(10) 青少年センター運営協議会委員	114
(11) 青少年補導委員	115
(12) スポーツ推進委員	116
(13) 市民スポーツ指導員	116

2 各関係団体

(1) 学校教育関係団体	117
(2) 社会教育関係団体等	118

教育関連施設所在地	120
-----------	-----